

## 令和6年第2回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和6年2月7日（水） 午前10時00分
閉会日時	令和6年2月7日（木） 午後0時03分
場 所	湯沢市役所本庁舎 2階 会議室25
出席者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号2 久米 道人 教育委員 議席番号3 佐藤 恵 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子
欠席者	なし
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 黒澤 進 生涯学習課長 高橋 官 文化財保護室長 木村 了 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

### 【会議に提出された議案】

- 議案第2号 令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例の制定）
- 議案第3号 令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市学校給食費に関する条例の一部改正）
- 議案第4号 令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和5年度3月補正予算について）
- 議案第5号 令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和6年度当初予算について）
- 議案第6号 令和6年度教育行政方針について
- 議案第7号 湯沢市文化財資料の収集及び管理に関する要綱の制定について

### 【前回議事録の承認】

令和6年第1回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

### 【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号2番及び4番の委員を指名した。

### 【教育長の報告】

- ・全国中学校スキー大会男子大回転準優勝…皆瀬中学校生徒
- ・1月28日 ボーカルアンサンブルコンテスト  
金賞…湯沢西小学校A、湯沢東小学校B  
銀賞…湯沢西小学校B、湯沢南中学校

## 令和6年第2回 湯沢市教育委員会議事録

- ・2月11日 東北アンサンブルコンテスト…稲川小学校（金管七重奏）
- ・公売した稲川体育館可動式バスケットボールリングの今後の活用について

### 【議 事】

- 議案第2号 令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例の制定）  
（教育総務課長が資料に基づき説明）

<質疑等>

委員	教育委員会で諮問して答申をいただくわけだが、答申までの目途はどのように考えているか。
教育総務課長	令和6年度中にと考えている。その結果をもとに、令和7年度から具体的に市の方針を決めていきたい。

- 議案第3号 令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市学校給食費に関する条例の一部改正）  
（教育総務課長が資料に基づき説明）

<質疑等>

委員	施行は令和6年4月1日からとのことだが、それ以前の未払い分は支払してもらおうという認識で良いか。
教育総務課長	その認識で良い。
委員	お支払いいただけない方の中には、その辺りの認識を御理解いただけない方もいるかもしれない。引き続き御理解いただける努力というのは一層していかないといけないと思う。
教育総務課長	そういう方々には、納付計画を作成し、納付をお願いするようにしている。引き続き進めていきたい。

- 議案第4号 令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和5年度3月補正予算について）  
（教育総務課長、生涯学習課長、文化財保護室長が資料に基づき説明）

<質疑等>

委員	院内银山異人館に係る予算に関連して、院内银山は一時日本で一番の金銀の採掘量を誇った。施設を訪れる人が少ない。歴史の学習や総合学習で異人館を活用していただきたい。
生涯学習課長	創意工夫し、誘客、小中学校の授業等で、银山の偉大さを学習できる機会を検討していければと思う。
委員	国庫支出金の欄に「へき地児童生徒援助費等補助金の減額」とある。この補助金はどのようなもので何に使われているのか、またどのような減額だったのか。
教育総務課長	児童生徒の遠距離通学用のスクールバス購入に充てている補

## 令和6年第2回 湯沢市教育委員会議事録

	助金である。
部長	スクールバスを購入する際に、上限があるが補助をいただける。今回の減額は、購入額が下がったため補助の対象額が下がり、減額したものである。
委員	これは、どこの学校に使ってもいい補助金なのか。
部長	へき地などと指定がある。へき地指定の地域にある学校が統合に伴い遠距離通学になった場合、バスの購入にこのような補助金が使えることとなっている。今回は皆瀬と雄勝のバスが更新の時期であった。

○議案第5号 令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和6年度当初予算について）

（教育総務課長、生涯学習課長、文化財保護室長が資料に基づき説明）

<質疑等>

委員	説明を聞いて、手厚い支援がされていると感じた。
委員	小中学校体育館等照明のLED化の改修工事の予算があるが、いつ頃行うのか。
教育総務課長	学校と協議しながら、基本的には長期休業期間を利用して行う。
委員	工事の期間、体育館は使えなくなるのか。
教育総務課長	体育館が使えなくなるので、代替の施設についても、学校と協議しながら決めていきたいと考えている。
委員	中学校統合事業の湯沢南中学校のプールの解体だが、駐車場にするといいことか。また、隣の民地も含めるのか。
教育総務課長	プールを解体し、保護者用駐車場を整備する。民地を購入する予定はない。
委員	ICTを活用した授業改善支援事業であるが、県の指定を受けた湯沢西小学校の公開授業が全県でもよい評価をいただいた。引き続きICT推進指定校として取り組み、市全体で頑張っていくシステムになるということで、大変良いことと感じた。
委員	生涯学習課の日本語学習支援事業について、託児サービスもあり、大変行き届いた内容であると感じた。この事業では、進学や受験等の手ほどきもしてくれるものなのか。それともそのようなことは教育総務課の日本語指導補助事業費で行われるものなのか。
生涯学習課長	生涯学習課の日本語学習支援事業は、基本的には大人を対象としており、就業や結婚で日本にいらした方への支援となっている。

## 令和6年第2回 湯沢市教育委員会議事録

学校教育課長	委員がおっしゃった点については、教育総務課の日本語指導補助事業において行われる。この事業は学習指導ではなく、日本語を母国語としない児童生徒への学習のサポートをするものであり、この中で十分なサポートができるものと思っている。
委員	社会科副読本事業について、児童だけではなく、図書館にも設置していただければ、市民も手に取ってくれるのではないかと。小学生向けの分かりやすい歴史は、市民にとっても湯沢市を知るのにやさしいものになるのではないかと思う。
学校教育課長	生涯学習課及び湯沢図書館と協議し、そのような形がとれるよう進めてまいりたい。
委員	先ほどの日本語指導補助事業に関連して、日本語を母国語でないことで、親御さんと担任がうまく意思疎通できなくトラブルが発生しないよう丁寧な対応をお願いしたい。このように担当者を一人配置をしていただいていることは良いことである。
教育長	日本語指導については、ニーズがあり、参加を希望する方が増えてきている。それに対し、指導に当たっていただく人材が不足している。日本語の学習だけでなく、コミュニティの場も兼ねているため、非常に有効であると聞いている。

### ○議案第6号 令和6年度教育行政方針について

#### 学校教育の推進

##### <質疑等>

委員	学習指導の充実と改善の項目において、「学びに向かう力、人間性等の涵養を目指す」とある。これはまさに生きる力の土台に繋がることであり、とても良い表現であると感心した。
委員	推進施策に「自己指導能力を育む積極的な生徒指導の推進」とあるが、具体的にはどのようなことか。
学校教育課長	従来の生徒指導は、何か思わしくないことが起きてから指導していくというものであった。近年は指導観が変わり、子どもたちが自分の生き方、生活の仕方について自分の意志で判断し行動できるよう育む指導へと変わってきたものである。
教育長	将来的にその児童生徒の力というものを考え、子ども自身に考えさせる、判断させる場を多くしている。

#### 教育環境整備の推進

##### <質疑等>

委員	推進施策に「猛暑に伴う熱中症予防に備えた教育環境の整備」とある。湯沢市の事業として教室へのエアコン整備は終了したものと思っていたが、この整備内容について伺いたい。
----	---

## 令和6年第2回 湯沢市教育委員会議事録

教育総務課長	これまで、エアコンを整備したのが普通教室と、使用頻度の高い特別教室であり、今後は使用頻度の低い特別教室と体育館への設置について状況を調査し検討していきたいと考えている。
委員	<p>気候変動に伴う対策の項目を設けていただいたことは大変に良いことと思う。学校の中だけでなく登下校時や部活動での言葉掛けにより子どもたちを守るということも、教育環境整備の中に含まれているものと思う。</p> <p>また、湯沢南中学校と山田中学校の統合に関する記載もあり、意識した取り組みができるものと思う。</p>

### 学校給食の推進

#### < 質疑等 >

委員	川連漆器食器の導入を目指し、一部の学校で試験運用を実施するとある。そのことについて伺いたい。
教育総務課長	試験運用は稲川小学校でと考えており、学校には伝えてある。本日も改めて説明に伺っているところである。
委員	試験運用の期間はどれくらいを考えているか。
教育総務課長	現在、給食センターにおいて実験的に使用しており、その状況を見て、学校での試験運用と考えている。学校で実際に使用してみて、持った時の感触や運搬時の問題など検証していきたい。2月中旬頃から学校で使っていただけるよう準備を進めている。
委員	これが実現すると、他の市町村にも誇れるものと思う。楽しみにしている。
委員	学校給食の無償化については、市民の税金投入ということもあり、賛否両論のことと思う。重点方針にあるように、学校給食を通して子どもたちの生涯を通じた健全な心と体の基礎を作るというところ、食を通じて正しい生活習慣の形成を図るところを伝えていただければいいと思う。
教育長	学校給食を通じた取り組みについては、昨日、学校給食センターの栄養教諭とも話し合い、食育指導の一層の充実について具体的な取組を話題にしたところである。無償化と合わせ、一層、重点方針が実現するよう努めてまいりたい。

### 生涯学習の推進

#### < 質疑等 >

委員	中学校部活動の地域移行を3年計画の中で進めていることと思う。行政・学校と地域をつないでくれる人がいないと大変と
----	---

## 令和6年第2回 湯沢市教育委員会議事録

	<p>思うので、担当の方がいてくれることは心強い。</p> <p>「音楽のまち“ゆざわ”」を推進してきていることだが、認知度が広がってきており、うれしいことと感じている。担当されている方々を激励していただきたい。</p>
--	--

### スポーツ振興の推進

#### <質疑等>

委員	<p>推進施策の「スポーツ関係組織のネットワーク構築による市民ニーズの共有やスポーツイベントの共催」について、具体的な内容を伺いたい。</p>
生涯学習課長	<p>特定のスポーツだけでなく、eスポーツという形でスポーツに参加される方が多くなってきている。また、注目されている。障がい者の方も取り組みやすい。eスポーツも含め、ネットワークづくりをしていき、市民ニーズを共有しながら、ニュースポーツ・eスポーツを推進していきたいと考えている。</p>
委員	<p>湯沢城下チャレンジランについて、他町の例であるが、民間が入ることで事業内容にふくらみが出たという事例があった。地域の応援をいただきながら実施していただければと思う。</p>

### 文化財保護の推進

#### <質疑なし>

- 議案第7号 湯沢市文化財資料の収集及び管理に関する要綱の制定について  
(文化財保護室長が資料に基づき説明)

#### <質疑等>

委員	<p>立派なマニュアルができたものと思う。</p> <p>第19条に文化財資料収集管理会議（以下「収集管理会議」）の委員についての規定があるが、文化財保護審議委員の方も兼務するのか。</p>
文化財保護室長	<p>収集管理会議では、寄贈いただくものの評価を行っていただきたいと考えている。文化財保護審議委員の方も候補であるし、博物館の学芸員の方、様々知見をお持ちの方など数名で協議していただきたいと考えている。具体的にはまだ決まっていない。事案の発生とともに調整し、会議を行っていくことを考えている。</p>
委員	<p>県外の市町村では、文化財保護審議委員が収集を行っている場合もある。収集管理会議は年数回の開催と思うので、文化財保護審議会の中で行ってもいいと思う。</p>
委員	<p>第18条に寄贈による収集の場合、評価額50万円以上のものに限るとあるが、その価値は誰が決めるのか。</p>

## 令和6年第2回 湯沢市教育委員会議事録

文化財保護室長	市の規定で、50万円以上のものを重要物品としているため、高額品の目安としてこのような表記とした。寄贈いただいた全てではなく、ある程度の高額品を収集管理会議で判断いただくこととしており、その目安として50万円以上のものとしたものである。
委員	第10条の収集前調査の項目に、入手した経緯等とあるが、入手した経緯等を何で担保するのか。どのように考えているのか伺いたい。
文化財保護室長	可能な範囲での追跡調査と考えている。トラブルが起きないようにしたい、との考えである。

## 令和6年第2回 湯沢市教育委員会議事録

### 議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第2号	令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例の制定）	可 決
議案第3号	令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市学校給食費に関する条例の一部改正）	可 決
議案第4号	令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和5年度3月補正予算について）	可 決
議案第5号	令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和6年度当初予算について）	可 決
議案第6号	令和6年度教育行政方針について	可 決
議案第7号	湯沢市文化財資料の収集及び管理に関する要綱の制定について	可 決

## 令和6年第2回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

---

番

---

書記

---

# 令和6年 第2回 湯沢市教育委員会

日 時 令和6年2月7日(水) 午前10時00分

場 所 市役所本庁舎2階 会議室25

## 会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和6年 第2回 湯沢市教育委員会 提出案件

- 議案第2号 令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例の制定）
- 議案第3号 令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市学校給食費に関する条例の一部改正）
- 議案第4号 令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和5年度3月補正予算について）
- 議案第5号 令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和6年度当初予算について）
- 議案第6号 令和6年度教育行政方針について
- 議案第7号 湯沢市文化財資料の収集及び管理に関する要綱の制定について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

## 議案第2号

令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に係る意見の申出について

湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例の制定に係る意見の申出について、議決を求める。

令和6年2月7日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、湯沢市学校教育環境適正化検討委員会を設置する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

議案第 号

湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例の制定について

湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例を、別紙のとおり議会に提出する。

令和6年 月 日提出

湯沢市長 佐藤 一夫

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、湯沢市  
学校教育環境適正化検討委員会を設置するものです。

# 湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例

令和6年 月 日

条例第 号

(設置)

第1条 湯沢市立学校設置条例（平成17年湯沢市条例第75号）第1条に規定する市立学校（以下「市立学校」という。）の施設配置及び教育環境の適正化に資するため、湯沢市学校教育環境適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査検討し、意見を答申する。

- (1) 学校規模及び配置の方針に関すること。
- (2) 市立学校の設置、廃止及び統合に関すること。
- (3) 市立学校の教育環境の整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市立学校の児童又は生徒の保護者
- (3) 地域住民による自治組織の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る答申の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員のうちから教育委員会が適当と認める者を委員の同意を得て充てる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、初回の会議は教育長が招集するものとする。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年湯沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

建築設計業務委託者選定委員会委員	大学教授、准教授その他これらに準ずる者	〃 50,000円以内
	上記以外の委員	〃 5,000円

」

を

「

建築設計業務委託者選定委員会	大学教授、准教授その他これらに準ずる者	〃 50,000円以内
----------------	---------------------	-------------

委員	上記以外の委員	〃 5,000円
学校教育環境適 正化検討委員会 委員	大学教授、准教授その他これらに準 ずる者	〃 30,000円以内
	上記以外の委員	〃 5,000円

」

に改める。

## 議案第3号

令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に係る意見の申出について

湯沢市学校給食費に関する条例の一部改正に係る意見の申出について、議決を求める。

令和6年2月7日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

### 提案理由

学校給食費の無償化を実施するための湯沢市学校給食費に関する条例の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

議案第 号

湯沢市学校給食費に関する条例の一部改正について

湯沢市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり議会に提出する。

令和6年 月 日提出

湯沢市長 佐藤 一夫

提案理由

安心して子どもを産み育てられるやさしいまちを目指し、出産から子育てまでの切れ目のない子育て支援の施策の一つとして、学校給食の無償化を実施するため、所要の改正を行うものです。

湯沢市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

令和6年 月 日

条例第 号

湯沢市学校給食費に関する条例（平成28年湯沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（学校給食費の無償化）

第5条 第3条の規定にかかわらず、児童又は生徒の保護者が負担する学校給食費は、徴収しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する保護者については、この限りでない。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助により学校給食費の支給を受けている保護者
- （2）学校教育法第19条に規定する援助により学校給食費の支給を受けている保護者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

湯沢市学校給食費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(学校給食費の減額)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(学校給食費の納付)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> 略</p>	<p><u>(学校給食費の無償化)</u></p> <p><u>第5条</u> <u>第3条の規定にかかわらず、児童又は生徒の保護者が負担する学校給食費は、徴収しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する保護者については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助により学校給食費の支給を受けている保護者</u></p> <p><u>(2) 学校教育法第19条に規定する援助により学校給食費の支給を受けている保護者</u></p> <p>(学校給食費の減額)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(学校給食費の納付)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> 略</p>

## 議案第4号

令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

令和5年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分の意見の申出について、議決を求める。

令和6年2月7日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

### 提案理由

令和5年度湯沢市一般会計補正予算（3月補正予算）のうち教育に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

## 議案第5号

令和6年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

令和6年度湯沢市一般会計当初予算のうち教育に係る部分の意見の申出について、議決を求める。

令和6年2月7日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

### 提案理由

令和6年度湯沢市一般会計当初予算のうち教育に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したいため。

議案第6号

令和6年度教育行政方針について

令和6年度教育行政方針（案）を別紙のとおり提案する。

令和6年2月7日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

令和6年度の教育行政の基本方針を定めるものです。

令和6年度

# 教育行政方針

湯沢市教育委員会

令和6年 月 日

第 回教育委員会 議案第 号可決

令和5年度との変更箇所は赤色で表しています。

## 目 次

### 学校教育

- 1. 学校教育の推進 . . . . . 1
- 2. 教育環境整備の推進 . . . . . 3

### 学校給食

- 学校給食の推進 . . . . . 4

### 生涯学習

- 生涯学習の推進 . . . . . 6

### スポーツ振興

- スポーツ振興の推進 . . . . . 8

### 文化財保護

- 文化財保護の推進 . . . . . 10

# 学 校 教 育

## 1. 学校教育の推進

### 【重点方針】

#### (1) 創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進

学校が自校の実態に基づいた教育目標を設定するとともに、家庭や地域と目指す学校像を共有して地域とともにある学校づくりを目指します。

#### (2) 心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成

教育活動全体を通して、生命を大切に作る心、他人を思いやる心、くじけずに努力しようとする意欲と態度を育み、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成を目指します。

#### (3) 学習指導の充実と改善

「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づいた授業改善を通し、児童生徒の学習意欲の向上と生きて働く「知識及び技能」の習得、及び「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」を推進の涵養を目指します。

#### (4) 教職員の資質—能力の向上

各校の教育課題の解決に向けた計画的、組織的な研修の充実を図り、教職員の実践的指導力の向上を目指します。

### 【推進施策】

#### (1) 創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進を目指して

- ① 市内全小・中学校におけるコミュニティ・スクールの充実
- ② 地域の特色ある学習材（ジオサイト等）や人材を生かした教育課程の編成によるふるさと教育やキャリア教育の充実

#### (2) 心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成を目指して

- ① 豊かな学校生活実現のための小・中連携教育の推進
- ② 自己指導能力を育む積極的な生徒指導の推進
- ③ 道徳性を養うための教育活動全体を通じた道徳教育の推進
- ④ 不登校、いじめ問題等の未然防止・早期解消を目指した取組の充実
- ⑤ 「子ども読書活動推進計画」に基づいた読書活動の推進と読書活動支援員の配置による読書環境の充実
- ⑥ 家庭や地域社会と連携した食育の推進及びたくましい心と身体を育てる指導の充実

(3) 学習指導の充実と改善を目指して

- ① 小・中連携教育による学力向上に向けた授業改善取組の推進
- ② 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による「~~主体的~~対話的で深い学び」を目指した授業づくりの推進
- ③ 少人数指導や専科教員による個に応じたきめ細かな指導の充実
- ④ 授業改善に向けた検証改善サイクルの充実
- ⑤ 早期からの教育相談体制の推進と、及び児童生徒の自立を目指した特別支援教育の充実
- ⑥ 長期休業中の体験教室（英語・プログラミング）等の開催を通じた児童生徒の学習意欲の向上
- ⑦ グローバル社会で活躍する人材育成に向けた英語力の向上の推進
- ⑧ 児童生徒一人一人の適切な活用と、及びICTを活用した効果的な授業の推進

(4) 教職員の資質~~と~~能力の向上を目指して

- ① 小・中連携教育を基盤にした授業力の向上
- ② 生徒指導・学習指導等における実践的指導力向上の推進
- ③ ~~PC操作の向上~~及び今日的な教育課題への対応
- ④ 教職員の職務能力向上と、及びワークライフ・バランスを意識した働き方改革の推進

## 2. 教育環境整備の推進

### 【重点方針】

(1) 安全・安心で良質な教育環境の整備

学校施設の安全管理に努め、適切な維持を行うとともに、学校施設の長寿命化を進め、学びの環境を改善し教育環境の充実を図ります。

(2) 学習環境の改善

児童・生徒にとって望ましい学習環境と、将来を見据えた学校環境の整備を進めます。

### 【推進施策】

(1) ~~学びの場としてふさわしい快適~~安全・安心な教育環境の整備~~づくり~~に向けて

- ① 学校施設の状況を把握し、安全面や機能面の問題箇所に対する適切な改善整備
- ② 湯沢市学校施設の長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化改修を図るとともに、学校施設に求められる機能や性能を確保するための整備
- ③ 猛暑に伴う熱中症予防に備えた教育環境の整備

(2) 学校の適正規模・適正配置の実現、学習環境の改善に向けて

- ① 令和元年度策定の「湯沢市学校再編計画」に基づく、児童生徒数の推移を踏まえた学校再編の検討及び見直し
- ② 湯沢南・山田中学校統合（令和8年4月1日、湯沢南中学校への編入）に向けた環境整備の推進
- ③ 学校ICT環境整備の充実

# 学 校 給 食

## 学校給食の推進

### 【重点方針】

#### (1) 栄養の改善及び健康の増進

学校給食を通して、児童生徒の生涯を通じた~~健康づくり~~健全な心と身体の基礎を  
培い、正しい生活習慣の形成を図り、心身ともに健康な人間の育成を目指す重要な  
教育活動として学校給食を実施します。

#### (2) 衛生管理の徹底

国の「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理を徹底し、安全で安心な学校給食  
を提供します。

#### (3) 『食育』の推進

- ・ 「食育基本法」「学校給食法」に基づき、学校給食を食に関する指導の生きた  
教材として活用します。
- ・ ふるさとの「もの」を活用することによりふるさとへの理解や誇りを育むため、  
学校給食食器に漆器の導入を目指します。

#### (4) 学校給食費の無償化

安心して子どもを生き育てられるやさしいまちを目指し、学校給食費を無償化し  
ます。

#### (5) 地場産物の活用

作り手の顔が見える食の提供、地元産品の消費拡大を目的に~~可能な限り~~地産地消  
に努めます。

#### (6)(5) 学校給食センターの運営

学校給食センターを安定的に運営します。

### 【推進施策】

#### (1) 健全な心身の育成を目指した学校給食の内容の充実提供を目指して

- ① 児童生徒の健康に留意した献立の作成
- ② 食物アレルギーへの対応

#### (2) 学校給食における衛生管理の徹底及び食中毒の発生防止

- ① 調理業務の民間委託に伴い、受託事業者が、文部科学省の定める「学校給食衛  
生管理基準」や、厚生労働省の定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」や委  
託仕様書を、調理業務受託者が厳守・徹底するよう管理・監督する

(3) 『食育』の推進

- ・ 食に関する指導の充実を目指して

① 湯沢市食育—地産地消推進計画を踏まえ、学校の教育活動全体で食に関する指導の充実に努め、学校給食を生きた教材として活用し食育を推進、「栄養教諭等の教科等における食に関する指導要請」に基づいた組織的かつ計画的な食育の推進及び栄養教諭—学校栄養職員の授業への参画また各学校への指導教材（資料）の貸し出し

② 学校給食試食会等を活用した保護者との連携や学校給食に関する情報の発信

- ・ 学校給食食器への漆器の導入を目指して

① 給食食器として、川連漆器食器を使用することを目指し、秋田県漆器工業協同組合及び調理業務等受託事業者と協力し使用可能な食器の調整や、給食センターの洗浄（消毒）システムの体制づくりを推進

(4) 学校給食費の無償化

① 出産から子育てまでの切れ目ない子育て支援の施策の一つとして、学校給食費の無償化を実施

(5) 地場産物の活用を目指して

- ① 地場産物食材の積極使用による安全・安心な給食の保持と消費の促進
- ② 郷土料理を取り入れた献立の実施

~~(5)~~(6) 学校給食センターの運営

- ① 施設設備等の適正な管理
- ② 学校給食費滞納の早期解消
- ③ 民間に委託した学校給食業務（調理・配送）の安定運営

# 生涯学習

## 生涯学習の推進

### 【重点方針】

#### (1) 生涯学習推進体制の整備

地域間の資源の相互活用を図り、市民・民間企業・行政・学校・生涯学習センターや図書館など地域のあらゆる担い手が連携し生涯学習推進体制の充実を図ります。

生涯自分らしい学びを継続し地域へ還元できる仕組みをつくり、地域課題の解決に取り組むことで世代を越えてすべての市民が生き生きと活躍できる豊かな生涯学習社会の実現を目指します。

#### (2) 生涯学習環境の整備

社会教育施設の適切な維持管理を行うほか、市公共施設再編計画に基づき、市民の学習意欲の向上と施設利用促進のため、時代のニーズに応じた新たな学習方法に対応した学習環境の整備を進めます。

市組織間の連携強化と事業の合同化・合理化を図り、令和新时代にふさわしい事業内容と実施方法を模索するとともに、施設の相互利用等により利用者のニーズに合わせた学習環境を提供します。

#### (3) 生涯学習活動の展開

すべての人が心豊かな人生を送ることができ生涯学習社会を実現するため、幅広い世代のニーズの的確な把握に努めます。

学校・家庭・地域の連携を強化し、気軽に相談できる体制の確立や関係機関等と保護者を繋ぐネットワークの構築及び現代社会の実情に即した各世代への学習機会の提供により、社会的な孤立の解消と防止に努めるとともに学びを通じた社会参画の促進を図ります。

#### (4) 芸術文化活動の展開

幅広い世代の市民が芸術や文化に親しみ、地域に根付く芸術文化活動の継承・発展や新たな活動の創出に主体的に参加できるよう機会の提供と情報発信に努めます。

「音楽のまち“ゆざわ”」を推進し、音楽があふれる明るいまちづくりを目指します。

### 【推進施策】

#### (1) よりよい生涯学習推進体制を目指して

- ① 市民と行政の協働体制の促進
- ② 生涯学習推進本部体制の充実
- ③ 学習活動の支援と生涯学習指導者の活用
- ④ 読書活動推進体制の充実

(2) 生涯学習環境の整備を目指して

- ① 社会教育施設の整備と学習設備の充実
- ② 既存施設の有効活用と利用促進施策の推進
- ③ 市組織間の連携強化による生涯学習環境の充実

(3) 生涯学習活動の展開のために

- ① 家庭教育支援の推進
- ② 青少年健全育成の推進
- ③ 成人期の生涯学習への支援強化
- ④ 人生100年時代を見据えたキャリア形成支援の推進
- ⑤ 共生社会の実現に向けた学習活動の推進

(4) 芸術文化活動の展開のために

- ① 芸術文化を学習する機会の提供と支援
- ② 芸術文化に触れる機会と情報発信の拡充
- ③ 「音楽のまち“ゆざわ”」の推進
- ④ 中学校部活動地域移行に向けた環境整備

# スポーツ振興

## スポーツ振興の推進

### 【重点方針】

#### (1) ライフステージに応じたスポーツの推進

市民の誰もが、体力や年齢、興味、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

#### (2) 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備

市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブ運営の活性化やスポーツ関係団体との更なる連携を図るとともに、スポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を推進します。

#### (3) スポーツ情報の充実

スポーツのもつ多様な意義をメディアや団体を通じて広く市民に周知し、その価値の共有を図りスポーツの参画人口と関心層の拡大を推進します。

#### (4) スポーツを活用した地域づくり

スポーツを通じて、人と人、地域と地域の交流を促進し、活力ある~~絆の強い~~地域社会の~~実現と地域経済の活性化につなげるよう推進構築~~や競技振興を目指します。

### 【推進施策】

#### (1) ライフステージに応じたスポーツの推進を目指して

- ① 生涯スポーツの充実とスポーツ参加機会の拡充
- ② 地域やスポーツ団体等との連携による子どものスポーツ活動機会の拡充
- ③ 競技スポーツ団体におけるジュニア競技力向上に向けた指導体制整備充実の支援
- ④ 障がい者スポーツの普及と支援体制の充実強化
- ⑤ 中学校部活動地域移行に向けた環境整備

#### (2) 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備を目指して

- ① 総合型地域スポーツクラブの活動充実に向けた支援
- ② スポーツ施設の整備と学校体育施設等の有効活用
- ③ スポーツ関係組織のネットワーク~~づくり~~構築による市民ニーズの共有やスポーツイベントの共催
- ④ スポーツ推進委員の活動充実と委員研修の奨励

#### (3) スポーツ情報の充実を目指して

- ① 市広報への定期掲載のほかラジオ、テレビ、新聞、SNS等、多様な媒体を活用し、あらゆる世代に向け、即時性、拡張性のある情報の発信

(4) スポーツを活用した地域づくりを目指して

① スポーツ大会等の拡充とスポーツ交流事業の推進

# 文化財保護

## 文化財保護の推進

### 【重点方針】

#### (1) 文化財保護の仕組みづくり

人口減少・少子高齢化を背景に地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止を緊急な課題ととらえ、文化財保存活用地域計画に則り文化財の保存と活用を地域総が掛かりで推進します。

既存の4展示施設にサテライト拠点の役割を持たせ湯沢駅周辺複合施設の歴史資料展示室をセンター拠点と位置付け相互のネットワーク化と活性化を図ります。

#### (2) 文化遺産の文化財指定等の推進

地域の貴重な文化遺産の保存・活用を図るため、重要なものを市指定や国登録の文化財に指定・登録していきます。

そのため、市内に所在する文化財の状況を把握し、指定・登録の根拠となる基礎的調査を継続して実施していきます。

#### (3) 文化遺産の保存・継承の充実

市内に所在する指定・登録文化財を永続的に保存・継承していくため、地域との見守り活動や保護管理・保存修理・説明看板設置等への助成を市や関係団体が連携した文化財の管理体制の構築、文化財の維持管理に対する支援を行います。

地域の民俗芸能や伝統行事の継承を促進するため、活動に対する支援や発表機会の提供や後継者再興に向けて取り組んでいきを継続します。

#### (4) 文化遺産活用の推進

地域の歴史や文化への理解を深めてもらいすることで、郷土愛の醸成等を図るにつなげるため、文化財の魅力にふれ、そのよさを発見できる機会の提供等、文化財の積極的な活用と普及活動、情報発信の充実を図っていきます。

### 【推進施策】

#### (1) 文化財保護の仕組みづくりのために

- ① ~~歴史資料展示室（センター拠点）と既存展示施設（サテライト拠点）~~のネットワーク化に向けた展示内容等による活用の検討
- ② 文化財資料収蔵施設の機能充実及び資料の集約化
- ③ 市収蔵資料のに係る収集管理に関する基準に基づく運用

#### (2) 文化遺産の文化財指定等の推進のために

- ① 指定・登録文化財の現況調査及び、~~新たな指定・登録文化財の指定等~~に向けた調査の実施
- ② 未指定文化財の発掘~~基礎調査の実施、及びデジタルアーカイブによる発信の~~

## ための整備検討

### (3) 文化遺産の保存・継承の充実のために

- ① 文化財の見守り活動の実施と管理体制整備の検討構築
- ② 指定・登録文化財の維持管理等への支援
- ③ 無形民俗文化財の継承活動支援及び民俗芸能発表機会の開催提供

### (4) 文化遺産活用の推進のために

- ① 文化財等の公開・企画展の開催
- ② 子どもたちが郷土の歴史を見て、触れて学ぶ「子どもゆざわ学」機会の開催創出
- ③ 文化財保護の重要性を体感し、郷土愛の醸成へとつなげる歴史的建造物に親しむ「スケッチワーカーシップ」「建物探訪」の開催活用事業の実施
- ④ 文化財保存活用地域計画周知に係る地域モデル事業の実施
- ⑤ 「佐竹南家御日記」翻刻事業の早期化と事業周知
- ⑥ ~~市全体で統一した仕様の案内板、説明板の整備~~
- ⑥ 文化財に対する市民の興味・関心を喚起させる事業の実施
- ⑦ 各文化財の基本情報及び誘導案内情報の充実化

議案第7号

湯沢市文化財資料の収集及び管理に関する要綱の制定について

湯沢市文化財資料の収集及び管理に関する要綱を制定する告示を別紙のとおり提出する。

令和6年2月7日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

湯沢市教育委員会が収蔵する文化財資料の収集及び管理の基準について必要な事項を定めるため、制定するものです。

# 湯沢市文化財資料の収集及び管理に関する要綱の制定について

生涯学習課文化財保護室

## 1 制定の背景及び目的

市の歴史文化に関する資料の寄贈等に関して、これまで明確な方針がないまま、状況に応じた対応を都度行ってきたこともあり、保管場所が分散しているほか、資料の整理や管理が行き届いていない状況にあります。

旧三梨小学校を文化財資料収蔵庫として整備した今、寄贈などの資料の収集に関する基準や、収集した資料の管理に関する基準を定めることにより、文化財保存活用地域計画に則した資料の収集と管理を行っていくものです。

## 2 要綱で制定する主な事項

- 資料収集に関する方針や対象、方法
- 寄贈や寄託、借用などの取扱い、資料の貸出しや特別利用の取扱い  
(これらの取扱いの詳細は、別途、内規にて同時制定予定)
- 購入により資料を収集する場合や、高額と思われる品物の寄贈を受ける場合などに必要となる、資料の評価を依頼すること等を目的とした文化財資料収集管理会議の設置

## 3 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和6年4月1日

※制定する要綱案は添付のとおり

参考資料

- ・湯沢市文化財資料収集管理要領

## 湯沢市文化財資料の収集及び管理に関する要綱

令和6年 月 日  
教育委員会告示第 号

### (目的)

第1条 この告示は、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が収蔵する文化財資料（以下「資料」という。）の収集及び管理の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化財資料 湯沢市文化財保護条例（平成17年湯沢市条例第104号）第2条第1号に規定する文化財及び市の歴史や文化を知る上で必要な資料をいう。
- (2) 教育普及 市民の学習、研究、レクリエーション等の向上に資する収集、展示及び調査研究以外の事業や活動をいう。
- (3) 寄贈 個人又は団体がその所有する資料を市に無償で贈与することをいう。
- (4) 譲与 国又は県が所有する資料を市に無償で譲渡することをいう。
- (5) 寄託 個人又は団体がその所有する資料の保管を期間を限って教育委員会に委任することをいう。
- (6) 借用 教育委員会が調査研究、展示又は教育普及に活用するため、所有者又は管理者に依頼して資料を借り受けることをいう。
- (7) 閲覧等の特別利用 資料、写真資料及び視聴覚資料（これらをデジタル化したものを含む。以下同じ。）の閲覧、模写、複写（写真撮影を含む。以下同じ。）、複製並びに写真原板を用いての印画作成をいう。
- (8) 画像利用等の特別利用 資料、写真資料及び視聴覚資料の模写又は複写によって生成された画像、映像及び音声の公開又は掲載をいう。

### (収集の方針)

第3条 資料の収集は、次の方針に基づき行うものとする。

- (1) 湯沢市の歴史文化の特徴を示す根拠となり得ること。
- (2) 市内の展示施設において公開などの活用が見込まれること。
- (3) 教育普及事業への活用が見込まれること。

### (収集の対象)

第4条 収集する対象は、次の各号のいずれかに該当する資料とする。

- (1) 湯沢市に関する歴史、民俗、美術・工芸、生物、地質、考古等の資料
- (2) 湯沢市及び湯沢市周辺の歴史の変遷を知る上で特に必要と認められる資料
- (3) 資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及等の活動における所蔵資料の充実を図る上で特に必要と認められる資料
- (4) 指定又は登録文化財のうち建造物及び土地等の不動産並びに樹木等の動植物を除く資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたもの  
(収集の方法)

第5条 資料の収集は、購入、寄贈、譲与及び採集により行うものとする。

- 2 前項による収集のほか、寄託又は借用により一時的に資料を収集することができる。

(寄贈)

第6条 寄贈に係る手続は、湯沢市寄附採納事務取扱要綱（令和4年湯沢市訓令第6号）により行うものとする。

- 2 寄贈に要する費用は、寄贈を行った者の負担とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、教育委員会がその費用の全部又は一部を負担することができる。

- 3 寄贈に当たり、条件の付された資料は受け入れないものとする。

(譲与)

第7条 譲与の手続は、国又は県の規定による。

(寄託)

第8条 寄託の期間は、3年以内とし、寄託を行った者（以下「寄託者」という。）が寄託の継続を希望する場合は、寄託期間終了日の2か月前までに教育委員会と寄託者との協議により、寄託期間を更新できるものとする。

- 2 寄託に要する費用は、寄託者の負担とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、教育委員会がその費用の全部又は一部を負担することができる。

- 3 災害その他不可抗力により寄託期間中の資料に損害が生じたときは、教育委員会は賠償の責めを負わない。

(借用)

第9条 資料の借用及び返還に要する費用は、教育委員会の負担とする。

2 災害その他不可抗力により借用した資料に損害が生じたときは、教育委員会は賠償の責めを負わない。

(収集前調査)

第10条 教育委員会は、資料の収集に当たり、次の事項について調査するものとする。

- (1) 第4条に規定する収集の対象への適否
- (2) 所有者又は管理者、使用箇所、用途、入手した経緯等
- (3) 収集後の保存環境

(管理の方針)

第11条 資料の管理は、次の方針に基づき行うものとする。

- (1) 資料は、保存に好適で、防災・防犯対策が講じられた環境のもとで収蔵する。
- (2) 資料の点検、維持管理及び整理、履歴管理等を適切に行う。
- (3) 資料の劣化の進行が最小限となるよう努めるとともに、必要に応じて適切な修復を行う。
- (4) 市内外における資料の公開及び活用に努める。

(資料の貸出し)

第12条 教育委員会は、教育、学術又は文化に関する機関・団体等が行う事業で、展示、調査研究、教育普及等に資すると認められる場合は、当該機関・団体等に対し、条件を付して資料の貸出しを許可することができる。

2 資料の貸出しは原則として60日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(特別利用)

第13条 教育委員会は、学術上の調査・研究又は市の歴史文化の継承に寄与すると認められる場合は、資料の閲覧等の特別利用又は画像利用等の特別利用（以下これらを「特別利用」という。）を許可することができる。ただし、寄託された資料の特別利用の許可は、寄託者の承諾を得た後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該資料が次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しないものとする。

- (1) 特別利用により消耗又は破損等資料の保存に支障があると認められるとき。
- (2) 展示・教育普及事業等、市が行う他の業務に支障を来たすおそれがあるとき。
- (3) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

(資料の原状回復及び損害賠償)

第14条 資料の貸出し又は特別利用の許可を受けた者は、故意又は過失により当該資料を亡失又は破損させたときは、原状回復又は損害の賠償をしなければならない。

(資料の処分)

第15条 教育委員会は、資料が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資料を処分することができる。

- (1) 第4条各号に該当しないと認められる資料
- (2) 出土品の取扱いについて国又は県で定めた基準等において保管管理を要しないものとされている資料

2 資料の処分の手続は、湯沢市財務規則（平成17年湯沢市規則第49号）第212条の規定により行うものとし、資料の処分の方法は、廃棄により行うものとする。

(文化財資料収集管理会議)

第16条 適正な資料の収集及び管理を期するため、湯沢市文化財資料収集管理会議（以下「収集管理会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第17条 収集管理会議は、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 収集しようとする資料の学術的評価等に関する事項
- (2) 収蔵資料の管理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資料の収集、管理及び処分に関し必要な事項

第18条 教育委員会は、購入又は寄贈（評価額50万円以上のものに限る。）により資料の収集を行おうとするときは、あらかじめ収集管理会議の報告を求めるものとする。

(組織)

第19条 収集管理会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 収集管理会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 歴史文化に関し、識見を有する者
- (2) 資料に関する学識を有する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第20条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から3年以内とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第21条 収集管理会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は収集管理会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第22条 収集管理会議の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 教育長が必要と認めるときは、委員はオンラインによる方法で会議に出席することができる。

（守秘義務）

第23条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第24条 収集管理会議の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

（委任）

第25条 会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（その他）

第26条 この告示の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年 月 日から施行する。